

別紙

諮問第1110号

答 申

1 審査会の結論

「平成27年〇月〇日発生の〇〇事件のうち、『発生場所：東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号〇〇 加害者：〇〇 被害者：〇〇（本件開示請求者）』の件に関する一切の記録・情報・資料等 ※刑事課にて扱い」について、東京都情報公開条例の規定を適用しないとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であることを理由として開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成27年〇月〇日発生の〇〇事件のうち、『発生場所：東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号〇〇 加害者：〇〇 被害者：〇〇（本件開示請求者）』の件に関する一切の記録・情報・資料等 ※刑事課にて扱い」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成29年10月6日付けで行った開示請求却下処分について、その取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

実施機関は、本件処分の理由として、本件開示請求は審査請求人本人に係る個人情報の開示を求める趣旨であると認められ、情報公開条例は適用されないとしているが、本件開示請求の対象は、審査請求人本人の個人情報ではない。

なお、実施機関は、捜査過程で作成・取得された「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）30条の2において、同条例5章の

規定を適用しないこととされている個人情報であるため、却下することとなるとしているが、本件開示請求の対象となった件は、刑事事件ではなく、捜査も行われていない。

これらの実施機関の判断は失当とされるべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 却下の理由

本件開示請求は、審査請求人本人に係る個人情報の開示を求める趣旨であると認められ、個人情報保護条例30条2項に「保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない」と規定されていることから、情報公開条例は適用されない。

#### (2) 本件審査請求に対する意見

審査請求人は、本件開示請求の対象は審査請求人本人の個人情報ではなく、勤務先の会社が審査請求人以外の関係者から聞き取った結果を警察に提供した情報であるなどと主張するが、審査請求人が提出した開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄には、平成27年〇月〇日発生の〇〇事件のうち、審査請求人を被害者とする一切の記録、情報、資料等と記載されており、記載内容からして、本件開示請求は審査請求人本人に係る個人情報を求める趣旨であると認められ、個人情報保護条例30条2項において、「保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は適用しない。」と規定されていることからすれば、審査請求人の主張は、本件処分を取り消す理由となるものではない。

以上のことから、実施機関が行った本件処分は適正かつ妥当なものである。

なお、審査請求人は、本件開示請求の対象となった件は、刑事事件ではなく、捜査も行われていないため、本件開示請求の対象となる情報は「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当しない旨主張している。これは、開示請求却下通知書の却下の理由に、捜査の過程で作成・取得された「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」（被害届、供述調書、各種捜査報告書等の特定の事

件に関する訴訟書類等)については、個人情報保護条例に基づく開示請求を却下することとなる旨を記載した点に対する反論と解されるが、当該記載は、仮に個人情報保護条例に基づく開示請求がなされた場合に予定される措置を申し添えたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月22日	諮問
平成30年 8月30日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 9月18日	新規概要説明(第165回第三部会)
平成30年10月25日	審議(第166回第三部会)
平成30年11月30日	審議(第167回第三部会)
平成31年 1月22日	審議(第169回第三部会)
平成31年 2月19日	審議(第170回第三部会)
平成31年 4月22日	審議(第171回第三部会)

##### (2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求について、その記載内容から情報公開条例を適用しな

いとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であると認め、審査請求人に対し、個人情報保護条例による開示請求手続を行うよう文書で案内した上で、後日、本件開示請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）を行った。

その後、審査請求人から、「御庁発『文・情第〇〇号』について」と題する文書（以下「本件文書」という。）が実施機関に送付された。

#### イ 個人情報保護条例の定めについて

個人情報保護条例30条2項は、「保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。」と規定している。

#### ウ 個人情報保護条例30条2項について

個人情報保護条例30条2項は、情報公開条例との調整を規定したものであり、保有個人情報に係る本人からの開示請求については、同項の規定により、個人情報保護条例に基づく開示請求をすることとなる。そのため、実施機関では、開示請求の趣旨が保有個人情報に係る本人からの開示請求であると確認できた場合には、開示請求者に対して個人情報保護条例による開示請求手続を説明するものとされている。

#### エ 本件却下処分の妥当性について

実施機関は、審査請求人が提出した開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄には、審査請求人を被害者とする特定の事件の一切の記録、情報、資料等と記載されており、記載内容からして、本件開示請求は審査請求人本人に係る個人情報を求める趣旨であると認められることから、上記アのとおり案内をした上で本件却下処分を行ったと説明する。

一方、審査請求人は、本件開示請求の対象は、審査請求人本人の個人情報ではないと主張する。

そこで、審査会が本件開示請求を確認したところ、その記載内容からすると、審査請求人を被害者とする特定の事件に関する一切の記録、情報、資料等の開示を求めるものであり、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものと認められる。

また、審査請求人は、本件文書において、本件開示請求の対象は当該事件について勤務先の会社が審査請求人以外の関係者から聞き取りを行い、警察に提供した情報であると主張する。

しかし、当該事件について関係者から聞き取った情報は、当該事件の当事者である審査請求人に関する情報と認められるため、上記主張を踏まえたとしても、本件開示請求は、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求であると認められることから、情報公開条例は適用されない。

そして、実施機関が、審査請求人に対し、個人情報保護条例による開示請求手続を行うよう文書で適切に案内していることからすると、情報公開条例の規定を適用しないとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であることを理由として本件開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明